

## 湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び 研究活動における不正行為の防止等に関する規則

平成 27 年 11 月 18 日

### (目的)

第 1 条 この規則は、湘南医療大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、責任体制を明確化するとともに必要な事項を定めることにより、公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規則において、次のとおり用語の定義を定める。

1 「公的研究費」とは、研究活動を遂行する目的で公的資金を財源として国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付等された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。

2 「公的研究費の不正使用」とは、公的研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用すること、その他法令等に違反して公的研究費を使用することをいう。

3 「研究活動における不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいう。

4 「研究者」とは、公的研究費・競争的資金や本学等の予算配分又は措置により行われる全ての研究活動を行う者をいう。

5 「構成員」とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、その他関連する者をいう。

6 「競争的資金等」とは、国・地方公共団体及び独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

### (組織)

第 3 条 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を図るため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

### (最高管理責任者)

第 4 条 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責

任者が責任を持って公的研究費等の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を行うため、必要な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止対策を行うため、湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、周知しなければならない。

（統括管理責任者）

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、最高管理責任者が指名する副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止対策を行うため、本学を統括する責任者として、第4条第3項で定める基本方針に基づき、湘南医療大学における研究不正防止計画（以下「研究不正防止計画」という。）を策定、実施し、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者）

第6条 公的研究費の不正使用の防止について、実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

一 公的研究費の不正使用の防止対策を行い、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。

二 公的研究費の不正使用の防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

三 構成員が公的研究費の不正使用を行っていないか等を学園本部と連携してモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

（研究倫理教育責任者）

第7条 研究活動における不正行為の防止について、実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、学部長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

一 研究者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること。

二 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進すること。

(構成員の責務)

第8条 競争的資金等の研究者、運営・管理に関わる全ての構成員は、最高管理責任者が定める湘南医療大学における研究倫理規程を遵守しなければならない。

2 前項の構成員は、研究倫理規定の遵守を約するため、公的研究資金等の使用にあたっての誓約書(別紙様式)を最高管理責任者に提出するものとする。

(研究不正防止推進委員会)

第9条 第1条による公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を図るため最高管理責任者のもとに研究不正防止推進委員会を置く。

2 研究不正防止推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 基本方針、行動規範に関すること。

二 研究不正防止計画の策定、推進に関すること。

三 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に係る実態の把握・検証に関すること。

四 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の発生要因に対する改善策を講ずること。

五 コンプライアンス教育に関すること。

六 研究倫理教育に関すること。

3 研究不正防止推進委員会は、次の者をもって組織する。

一 統括管理責任者

二 コンプライアンス推進責任者

三 研究倫理教育責任者

四 学科長

五 研究倫理委員会規程第3条2号3号4号委員

六 学園本部事務局長

七 学園本部次長

八 最高管理責任者が指名する者 若干名

4 研究不正防止推進委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

5 研究不正防止推進委員会に関する事務は、事務部において処理する。

(任期)

第10条 前条第3項第八号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談窓口)

第11条 公的研究費にかかる事務処理手続き及び使用に関する相談を受付けるため、事務部に相談窓口を設置する。

(告発窓口)

第12条 公的研究費の不正使用又は研究活動における不正行為等に関する学内外からの通報窓口は、事務部とする。

(調査委員会)

第13条 公的研究費の不正使用又は研究活動における不正行為等を調査するための調査委員会については、湘南医療大学研究倫理委員会規則第11条に定める調査部会が行う。

(内部監査)

第14条 公的研究費の適正な管理等に関する監査（以下「内部監査」という。）は、学園本部が実施するものとする。

2 前項の規定は、監事及び外部機関による監査を妨げるものではない。

(内部監査の実施)

第15条 内部監査は、学校法人湘南ふれあい学園内部監査規程を準用して、実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内部監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

一 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止などの体制整備について検証し、必要に応じて改善を促すこと。

二 研究不正防止推進委員会及び研究倫理委員会調査部会と連携し、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うこと。

三 監事及び会計監査人との連携を強化した監査を行うこと。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は最高管理責任者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年11月18日から施行する

別紙様式

平成 年 月 日

## 公的研究資金等の使用にあたっての誓約書

最高管理責任者

湘南医療大学長 殿

( 自 署 )

私\_\_\_\_\_は、全ての競争的資金等の「取扱要領」及び「交付条件」の内容を理解し、研究費を使用、執行するにあたり、関連規程、研究機関における公的研究費の管理・監査に係る諸規程、研究活動における不正行為への対応等は湘南医療大学研究倫理規程を遵守いたします。また、公正かつ効率的な使用、管理を行い、運営、管理に携わる者として、不正使用を行わないこととし、万が一、不正を行った場合は、処分及び法的な責任を負うことを約束いたします。

〔作成上の注意〕

1. 本様式は、毎会計年度、研究者、運営・管理に関わる全ての構成員が自ら作成し、研究に関する事務を所掌する課が保管する。
2. 関連規程とは、「湘南医療大学研究倫理規程」、「湘南医療大学における研究不正防止計画」、「湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則」等をいう。